

東海市公告第208号

東海市上下水道事業公告第30号

令和8年度及び令和9年度に、東海市、東海市水道事業及び東海市下水道事業が発注する建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請の方法等を定めるため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第2項（政令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）並びに東海市契約規則（昭和44年東海市規則第11号）第5条第1項及び第20条の規定に基づき次のとおり公示する。

令和7年12月1日

東海市長 花田勝重

東海市水道事業

東海市長 花田勝重

東海市下水道事業

東海市長 花田勝重

1 入札に参加できない者

次のいずれかに該当する者は、入札に参加できない。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 建設工事にあっては、発注工事の種類に対応する業種について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく許可を受けていない者。ただし、同条第4項の規定により従前の許可の有効期間の満了後もなおその効力を有するとされる許可を受けている者は、この限りでない。

- (3) 建設工事にあっては、建設業法第27条の29に規定する総合評定値の通知（定期受付にあっては審査基準日が令和6年7月1日（月）から令和7年6月30日（月）までのもの（決算期の変更等により審査基準日がこの期間に該当しない場合には、変更等による審査基準日におけるもの）に、随時受付にあっては申請日から遡って審査基準日が1年7月以内にあるものに限る。）を受けていない者
- (4) 建設工事にあっては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していない者（適用除外である者を除く。）
- (5) 建築設計にあっては建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく建築士事務所の登録を、一般測量又は航空写真測量にあっては測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定に基づく測量業者の登録を受けていない者
- (6) 営業を行うにつき法令の規定により官公署等の許認可等を必要とする場合において当該許認可等を受けていない者
- (7) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の関係者を経営に事実上参加させ、若しくは不正に財産上の利益を得るために使用し、又は当該関係者に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えた者
- (8) 国税、愛知県税及び東海市税を滞納している者

2 入札参加資格審査の申請方法

入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより入札参加資格審査の申請をしなければならない。

(1) 受付期間

次に掲げる受付の区分に応じ、それぞれ次に定める期間（東海市の休日を定める条例（平成元年東海市条例第50号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。

ア 定時受付

令和8年1月5日（月）から同年2月16日（月）までの午前8時から午後8時まで

イ 隨時受付

令和8年4月1日（水）から令和10年1月31日（月）までの午前8時から午後8時まで

(2) 申請方法

あいち電子調達共同システム（CALS／EC）（以下「システム」という。）において申請書フォームに必要事項を入力し、送信すること。

アドレス <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

(3) 別送書類

(2)による申請後、令和8・9年度入札参加資格審査申請要領（建設工事）又は令和8・9年度入札参加資格審査申請要領（設計・測量・建設コンサルタント等業務）に従い、必要な書類を提出すること。

別送書類（各種証明書）は、別送書類送付書を除き、複写機による写しを認め、証明年月日が申請日から遡って3月以内のものに限る。

(4) 別送書類の提出期間

次に掲げる受付の区分に応じ、それぞれ次に定める期間に必着とする。ただし、当該期間の最終日が休日に当たる場合は、その日以後の最初の休日でない日を当該最終日とする。

ア 定時受付

(2)により送信した日から7日以内。ただし、(2)により送信した日が令和8年2月16日（月）以降の日である場合には、(2)により送信した日から同月24日（火）まで

イ 隨時受付

(2)により送信した日から7日以内

(5) 別送書類の提出方法及び提出先

次の提出先へ原則郵送するものとする。

ア 代表審査自治体に提出するもの

システムの申請画面に表示される代表審査自治体

イ 東海市に提出するもの

〒476-8601 東海市中央町一丁目1番地

東海市役所総務部検査管財課 契約担当

(6) 申請する営業所

申請する営業所は、契約を締結する営業所とする。

なお、建設工事にあっては、建設業法上の主たる営業所であり、同法第3条に

規定する営業所としての設置の許可及びその営業所における業種の許可を受けているものであること。

3 入札参加資格の有効期間

入札参加資格決定の日（定時受付分にあっては、令和8年4月1日（水））から令和10年3月31日（金）まで

4 変更の届出

2により入札参加資格審査の申請をした者は、申請をした内容に変更があったときは、直ちに変更の届出をしなければならない。

5 資格の取消し等

入札参加資格を有する者が次のいずれかに該当する者であるときは、当該資格を取り消し、若しくは停止し、又はその事実があった後2年間入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用した者についても、また同様とする。

- (1) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者
- (2) 建設工事にあっては、直近に受けた建設業法第27条の23の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査の基準日から1年7月を経過することとなった者
- (3) 入札参加資格審査の申請に関し故意に虚偽の事項を申請した者

6 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

この公告に基づき受付した申請により入札参加資格者として認められた者で、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けたもの（以下「更生手続開始決定者」という。）又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたもの（以下「再生手続開始決定者」という。）は、再度の入札参加資格審査の申請を行う必要がある。

なお、更生手続開始決定者及び再生手続開始決定者は、再度の入札参加資格の認定を受けていないときは、入札に参加できない場合がある。

7 グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査における結果に基づく入札参加資格の取扱い

建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）附則4又は6の規定に基づき国土交通大臣が企業

集団として認定した場合には、当該企業集団の代表建設業者として経営事項審査の結果の通知を受けた者は、当該企業集団の代表建設業者として再登録を受けることができる。この場合において、当該企業集団に属する建設業者が現に登録されているときは、当該建設業者の登録を取り消すものとする。

8 その他事項

申請方法については、令和8・9年度入札参加資格審査申請要領（建設工事）又は令和8・9年度入札参加資格審査申請要領（設計・測量・建設コンサルタント等業務）を参照すること。